

保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書

2019年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されている。無償化の実施そのものに反対するものではないが、今回の政府提案には多くの懸念事項が指摘されている。保育の無償化によって、保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いたり、また、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善を後退させることがあってはならない。

よって、国においては、必要な財源を確保し、だれもが安心できる保育の実現と無償化を実施されるよう、以下について要望する。

1. 保育の無償化にあたっては、地方自治体が負う課題が多くあり、地方自治体の負担増とならないよう国として財政措置も含めてあらゆる必要な措置を行うこと。
2. 公立保育所の無償化で自治体負担が増すことがないように、必要な措置を講じること。
3. 給食食材費は実費徴収ではなく、無償化の対象とすること。
4. 無償化に財源をとられることで、保育の質的量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されることが予測されるため、国として認可保育所の整備計画をたて、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために公定価格の改善など必要な措置を行うこと。
5. 認可外保育施設の取扱については質確保の点で問題があるため、等しく質の高い保育を保障できるよう、認可外施設への指導・監査体制を抜本的に強化し、その認可を促進するなど質量ともに充実させ、子どもの命・権利を最優先にした措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

愛知県丹羽郡大口町議会

衆議院議長	大島 理森
参議院議長	伊達 忠一
内閣総理大臣	安倍 晋三
財務大臣	麻生 太郎
文部科学大臣	柴山 昌彦
厚生労働大臣	根本 匠
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)	宮腰 光寛